

介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等（令和5年介護保険法改正事項）

- 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

（参考）令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべきとされている。

- このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。【施行日：令和6年4月1日】

【データベースの概要】

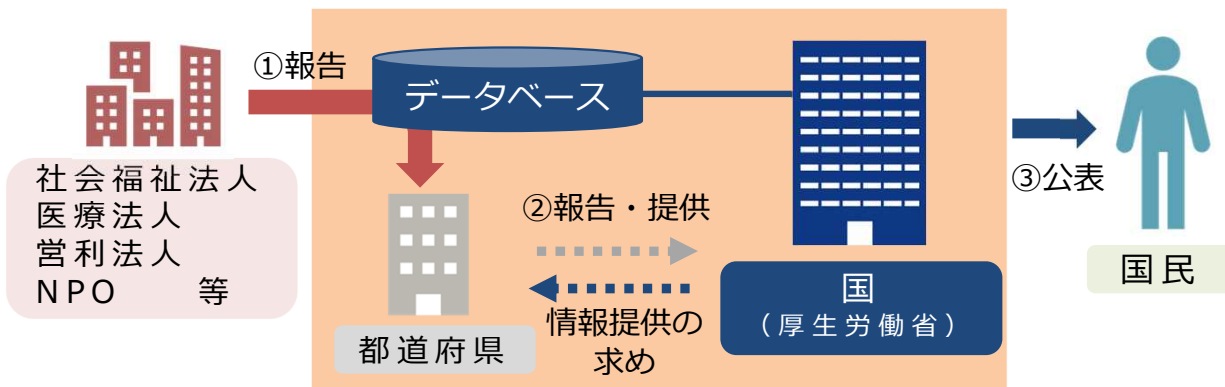
- ・ 対象：原則、全ての介護サービス事業者
- ・ 収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数

※ 収集する内容は省令以下で規定

- ・ 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表

※ 上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

<データベースの運用イメージ>



- ① 介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の44の2の規定に基づき、都道府県知事が行う介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）における必要な規定を整備する。

報告対象となる介護サービス事業者

- 原則、全ての介護サービス事業者が報告対象。
- ただし、小規模事業者等に配慮する観点から、事業所・施設の全てが以下のいずれかに当てはまる介護サービス事業者は報告対象から除外する。
 - ① 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
 - ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

介護サービス事業者に報告を求める項目

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4) その他必要な事項

※ 報告除外対象の事業所・施設（上記①・②）とそれ以外の事業所・施設を運営している場合、①・②を除く事業所・施設の報告を求める。

〔 上記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」を求める（通知事項）。 〕

介護サービス事業者から都道府県知事への報告方法

- 報告期限
毎会計年度終了後3月以内
※ 初回に限り、令和6年度内に提出で可（附則により措置）
- 報告手段
電磁的方法を利用して自ら及び都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法

厚生労働大臣が都道府県知事に求めることができる情報

- 介護サービス事業者経営情報
（※ 事業者に報告を求める項目の1）～4）の情報）
- その他必要な事項

都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供方法

電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法

事業者からの経営情報の報告方法

報告単位

- 介護サービス事業者経営情報の報告にあたっては、介護サービス事業所・施設単位で報告を行うことを基本とするが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えない。
 - (※ 1) 介護サービス事業に係る事項のみが報告対象である。
 - (※ 2) 医療・障害福祉サービスに係る事業等を実施している場合で、当該サービス等に係る収益や光熱水費等の費用について介護サービスとの記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。

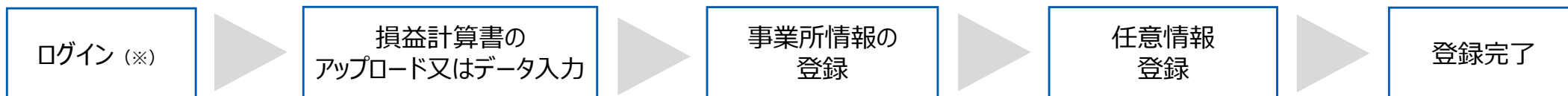
報告方法

- 介護サービス事業者は、国が構築する「介護事業財務情報データベースシステム（仮称）」上で報告を行うものとする。
- 具体的には、

【パターン1】損益計算書のcsvファイルをシステムにアップロード

【パターン2】システムの入力フォームへの直接入力により報告（注：紙での報告は受け付けない）

【報告フロー（イメージ）】



(※) gBizID（法人・個人事業主向け共通認証システム）によるログイン

→ 介護サービス事業者の円滑な報告を推進する観点から、令和6年秋頃にわかりやすい入力マニュアル・動画を作成し、提示する予定。

事業者からの報告項目

報告を求める項目（介護保険部会資料（令和5年12月7日））

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4) その他必要な事項

※ 左記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）」を報告。

必須項目

- 1) 事業所・施設の名称、経営主体等の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
【主な報告項目】
（収益）介護事業収益
（費用）給与費、業務委託費、減価償却費、水道光熱費 等
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
・常勤／非常勤に分けて、職種別人員数を報告。
・職種については、介護事業経営実態調査において報告を求めている
ものと同じ区分で報告。
（例）医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚
士、生活相談員・支援相談員、調理員、栄養士、事務職員
- 4) その他の必要な事項
①複数の介護サービス事業の有無
②介護サービス事業以外の事業（医療・障害福祉サービス）の有無

任意項目

- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
【主な報告項目】
（収益）サービス別の介護事業収益、介護事業外収益 等
（費用）役員報酬、給食委託費、車両費、材料費 等
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
・常勤／非常勤に分けて、給与・賞与別の金額を報告。
- 4) その他の必要な事項
①医療における事業収益
②医療における延べ在院者数
③医療における外来患者数
④障害福祉サービスにおける事業収益
⑤障害福祉サービスにおける延べ利用者数

今後のスケジュール

時期	内容
令和6年11月中旬頃	システム操作に係るマニュアルの公表
令和7年1月頃	システムの運用開始、令和6年度分報告の開始
令和7年3月末	令和6年度分報告〆切

※ 報告されたデータに基づく分析については、令和6年度の老健事業においてその方法等を検討したうえで、令和7年度に実施予定。

各種通知・事務連絡等は厚生労働省HPをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>